

議案第 23 号

調布市こころの健康支援センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 27 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

自立訓練事業について定めるとともに所要の改正及び規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市こころの健康支援センター条例の一部を改正する条例

調布市こころの健康支援センター条例（平成19年調布市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「精神障害者」を「精神障害者（第5号に掲げる事業を利用する者を除く。以下この条及び第5条第1項において同じ。）」に改め、同条第7号を同条第8号とし、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第12項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の7第2号に規定する自立訓練（生活訓練）に該当するものに関する事。

第5条第1項各号列記以外の部分中「のいずれかに該当する者とする」を「に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項ただし書を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 第2条第1号に掲げる事業 次のいずれかに該当する者
- ア 市から法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けすることができる精神障害者又は受けている精神障害者及びその家族
  - イ 市内に居住する者（アに掲げる者及び他の区市町村から受給者証の交付を受けている者を除く。）
- (2) 第2条第2号から第4号までに掲げる事業 前号アに規定する精神障

害者

(3) 第2条第5号に掲げる事業 受給者証（自立訓練について法第22条第7項に規定する支給量が定められているものに限る。）の交付を受けている者

(4) 第2条第6号に掲げる事業 第1号に規定する者その他市長が適当と認めるもの

(5) 第2条第8号に掲げる事業 市長が適当と認める者

第5条第2項中「団体と」を「ものと」に改める。

第6条第1項中「承認」を「承諾又は承認（以下「承諾等」という。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

承諾等を受けた事項を変更するときも、また同様とする。

第6条第2項及び第7条各号列記以外の部分中「承認」を「承諾等」に改める。

第8条第1項を次のように改める。

第2条第5号に掲げる事業を利用する場合の使用料は、法の規定により算定した額とする。

第8条第2項中「事業」を「第2条第2号から第5号まで及び第8号に掲げる事業」に改め、同条第3項中「材料費等」を「第1項の使用料及び材料費等（以下「使用料等」という。）」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に規定するもののほか、センターを利用等する場合の使用料及び材料費等については、無料とする。

第8条の次に次の2条を加える。

（使用料等の減額又は免除）

第8条の2 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

（使用料等の不還付）

第8条の3 既納の使用料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第9条、第11条各号列記以外の部分及び第12条中「承認」を「承諾等」

に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。